わたしたちの健康をささえる 1 期 の

保税の納付は、納期限までにお願いします。 大切な財源です。国民健康保険(国保)を健全に運営するため、 (国保税)でまかなわれています。 皆さんが病気やけがをした時にかかる医療費は、 国保税は、 みなさんの健康を守る 国民健康保険税 国

納期限は

6

国保年金課国保係

国保税の決め方

割」「平等割」の合計が世帯に課税され 国保税は、 (表1) 「所得割」「資産割」「均等

国保税は 資格のある月から月割で

保年金課または、 の月から計算します。また、他市町村 ときは、 出てください。 入したときは、前月までの額となりま へ転出したときや、他の健康保険に加 国保税は、他市町村から転入したと 他の健康保険の資格を喪失した その日から国保に加入し、そ 変更があった場合は、 各地域事務所へ届け 必ず国

国保税の納め方

になります。 国保税は、 税額は、 世帯主が納税義務者とな 国保加入世帯員の合計額

ので、 ら来年の3月までの納期限を10回に分 遅れますと、延滞金などが発生します となります。 歳までの世帯の場合は、 けた納税通知書を郵送します。納付が 帯主の年金からの天引き(特別徴収) 6月17日(木)に世帯主の方へ6月か また国保加入者全員が、65歳から74 必ず納期限を守ってください。 原則として世

ります。また、保険税の滞納がない場 税と介護保険料を合わせて年金額の2 分の1を超えない場合に特別徴収とな (注) 年金の年額が18万円以上で、国保

行っていますので、ご利用ください。

平成22年度

保税納期

後8時30分まで市役所国保年金課で

第1期

第 2 期

第 3 期

第 4 期

第 5 期

第 6 期

第8期

第9期

第10期

7期 第

もできます。 合は、申し出により口座振替での納付

便利な口座振替で

みください。 れる方は、各金融機関窓口でお申し込 座振替が便利です。口座振替を希望さ 国保税納付には、 納め忘れのない口

残高を確認してください。 振替はできませんので、納期前に必ず 等で振替ができなかった分は、再度の け出をしてください。また、残高不足 替ができなくなりますので、 なお、世帯主を変更された場合は! 改めて届

国保税の減額制度

の基準以下の世帯では、「均等割」 等割」が一定の割合で軽減されます。 (表2) 前年の所得がなかったり、所得が / 定

申請が必要です。 の30とみなします。 による離職の方で失業保険等給付を受 ける方は、前年の給与所得を100分 倒産・解雇などによる離職や雇止め 該当される方は、

国保税の納付にお困りの方は お早めに納付相談を

6月30日

8月2日

8月31日

9月30日

11月1日

11月30日

12月27日

1月31日

2月28日

3月31日

(水)

(月)

(火)

(木)

(月)

(火)

(月)

(月)

(月)

(木)

ので、納付相談をしてください。 分割納付が認められることがあります の納付が困難になった場合は、 毎月夜間納税相談を午後6時から午 災害のときなど特別な事情で保険税 減免や

	平成22年 6 月	28日(月)	29日(火)
	7 月	26日 (月)	27日 (火)
夜	8 月	26日(木)	27日 (金)
間	9 月	27日(月)	28日(火)
納	10月	25日(月)	26日 (火)
税	11月	25日(木)	26日(金)
相	12月	20日(月)	21日 (火)
談	平成23年1月	27日(木)	28日(金)
	2 月	24日(木)	25日(金)
	3 月	28日(月)	29日(火)

	平成22年 6 月	28日(月)	29日(火)
	7 月	26日 (月)	27日 (火)
冻	8月	26日 (木)	27日 (金)
夜間	9 月	27日 (月)	28日(火)
絋	10月	25日(月)	26日 (火)
税	11月	25日(木)	26日(金)
相談	12月	20日 (月)	21日 (火)
談	平成23年1月	27日(木)	28日(金)
	2 月	24日(木)	25日(金)
	3 月	28日(月)	29日(火)

4

世帯の国保税

国保税

○国保税は、前年の所得によって決まります。

(表1)	区分	所 得 割	資 産 割	均 等 割 (1人当たり)	平 等 割 (1 件当たり)	限	度額
	医療給付分	※ 4.55 %	19. 40 %	※ 21,000円	※ 24,000円	*	50 万円
	後期高齢者支援金	1.80 %	8. 80 %	7, 200 円	8, 800 円	*	13 万円
	介護納付金(40歳~65歳)	※ 1%	※ 5 %	※ 7,000円	4, 900 円		10 万円

※印の箇所は、平成22年度より税率の変更をしました。

国保税の軽減

○軽減判定は、国保税の所得割額の計算とは異なります。

(表)	所 得 の 条 件	軽減率			
ت	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が 33万円以下	7割			
	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が 33万円+24万5,000円×(世帯主を除いた国保加入者の人数+特定同一世帯所属者(※)) 以下				
	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が 33万円+35万円×(国保加入者の人数+特定同一世帯所属者(※)) 以下				

- ※特定同一世帯所属者……国保加入者のうち、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方
- ・国保加入者の中に所得の未申告者がいる場合は、軽減の対象となりません。
- ・所得の合計は、国保加入者でない世帯主(擬制世帯)の所得も含みます。
- ・公的年金を受給している65歳以上の方は、所得から最高15万円を控除します。
- 事業専従者控除は適用しませんが、専従者給与は無いものとします。
- ・譲渡所得の特別控除は適用しません。

後期高齢者医療医療制度創設に伴う経過措置

①国保加入者が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国保に加入する場合



夫 (74歳) 妻 (72歳)

国民健康保険 被保険者





後期高齢者医療制度 被保険者

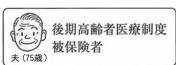


国民健康保険 被保険者

- ○国保税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ 軽減を受けることができます。
- ○国保の被保険者が1人となる場合には、5年間平等割が半額になります。
- ②75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者 (65~74歳) が国保に加入する場合









国民健康保険 被保険者 妻 (72歳) (新たな保険料負担)

- ○新たに国保に加入し、国保税を納めることになった方について申請していただければ均等 割が半額になります。
- ○また、被保険者が1人の場合は、世帯割も半額になります。